

岩手県選挙管理委員会告示第56号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和3年10月15日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

選挙時登録の基準日 令和3年10月18日